



所管	水道環境部ゼロカーボン推進室		
担当	杉山 昭夫	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 209)
所管	農林部林政課		
担当	原田 宏明	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 367)
所管	まちづくり企画部移住定住推進室		
担当	水野 香代子	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 338)

報道機関 各位

住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金申請の 受け付け開始および「恵那市のマイホーム支援制度」 パンフレットの作成について

2050年ゼロカーボンシティえなに向けた取り組みの一環として、7月から住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金の受け付けを開始します。これに併せて環境保全に配慮した家づくりや恵那暮らしを応援するなどの各種補助金を掲載したパンフレット「恵那市のマイホーム支援制度」を作成しましたのでお知らせします。広く周知していただきますようお願いします。

記

1. 住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金の受け付けを開始

(1) 受付開始日

令和4年7月1日(金曜日)

(2) 補助金の内容

①住宅用太陽光発電システム

7万円/kW(上限35万円)

※固定価格買取制度(FIT制度)を利用する場合は対象外

②定置用蓄電池システム

52,000円/kWh(上限26万円)

③次世代自動車充給電システム

設置費の3分の1以内(上限30万円)

④太陽熱温水システム

設置費の3分の1以内(上限10万円)



えなの家

概要

- 市内で住宅を取得した場合や2親等以内の親族と同居するための増改築工事を行った場合に、申請者及びその配偶者が負担する費用を補助(1/10補助、1万円未満切捨て)
- 奨励金の上限額は30万円。次の要件に該当する場合は、上限額を引き上げ
 - ①子育て加算(18歳以下の子どもと同居)
 - 上限額を20万円引き上げ
 - ②Uターン・移住加算(住宅の取得に伴い、市外からUターンや移住)
 - 上限額を10万円引き上げ

えなで暮らそう奨励金

- ※取得費用が100万円以上の場合に限る
- ※併用住宅は、住宅部分の延べ面積が1/2以上
- ※公共工事の移転に伴う場合や2親等以内の親族間での売買等は申請不可

対象者

- R3.4.1~R8.3.31に住宅を取得
- 住宅の取得等を行った日において、申請者の満年齢が50歳未満
- 申請物件に居住
- 申請者が住宅の所有者のうちの一人

申請時期

住宅を取得して半年以内に申請

補助金額

- 最大 30万円 建物・土地の取得費用の10分の1を補助
- 最大 20万円 【加算】18歳以下の子どもと同居している場合
- 最大 10万円 【加算】市外からUターンや移住する場合

最大 60万円

来庁の際は

地域振興課 移住定住推進室
本庁舎 3階

最大 60万円 支援

えなの太陽

概要

住宅用新エネルギーシステムとは?

- 住宅用太陽光発電システム
FIT制度やFIP制度を利用しないこと。
- 定置用蓄電池システム
既設の太陽光発電システムと接続するか、新たに太陽光発電システムと同時に設置をすること。
- 次世代自動車充電システム
電気自動車への充電機能とともに、電気自動車から住宅に電力を供給する機能を有すること。
(一財)次世代自動車振興センターにより登録された機器であること。

住宅用新エネルギーシステム設置事業

○太陽熱温水システム

太陽熱を利用し、温水を作るシステムで、(一財)ベターリビングの優良住宅部品認定を受けた機器であること。

○家庭用燃料電池システム(エネファーム)

ガスを利用し、水素と酸素から電気と熱を作るシステムで、(一財)燃料電池普及促進協会に登録された機器であること。

対象者

- 市内で自ら居住する住宅に対象のシステムを設置する方

申請時期

原則、設置前の申請
※事前にご相談ください。

補助金額

- 最大 35万円 住宅用太陽光発電システム 70,000円/1KW(5KWまで)
- 最大 26万円 蓄電池システム 52,000円/1KWh(5KWhまで)
- 最大 30万円 自動車充電システム 設置費の1/3以内(30万円まで)
- 最大 10万円 太陽熱温水システム 設置費の1/3以内(10万円まで)
- 最大 10万円 家庭用燃料電池システム 100,000円/件

最大 111万円

来庁の際は

環境課 ゼロカーボン推進室
本庁舎 2階

最大 111万円 支援

えなの木材

新築対象

えなの木省エネ住宅建設支援事業

〔市内建築業社の施工に限る〕

概要

以下の全てを満たすもの

- 国内に新築する一戸建て、かつ、省エネ基準に適合する住宅であること
- 建設する住宅の工事中において、住宅の柱及び土台を構成する材料の80%以上に市産材を使用する住宅であること
- 令和4年4月1日以降に交付対象者と市内に本店を有する建築業を営む者との請負契約により建築された住宅であること
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条に基づく住宅性能表示評価により、劣化対策等級が等級2以上の住宅であること

○気密測定技能者が実施する気密性能試験結果において、値が1.0cm³/m³以下の住宅であること

○申請年度の10月末までに完成した住宅であること(11月以降に完成した住宅は翌年度に申請)

対象者

- 自ら居住する住宅を国内に新築する方

申請時期

住宅完成後に申請

補助金額

- 20万円 【定額】住宅を新築する場合
- 20万円 【加算】市内に建設する場合
- 10万円 【加算】長期優良住宅建築等計画の認定を受けている場合

最大 50万円

来庁の際は

林政課
西庁舎 3階

最大 50万円 支援

自分でやってみよう

補助金チェック

対象事業を確認して併用可能な補助金をチェック。

えなで暮らそう奨励金	住宅用新エネルギーシステム設置事業	えなの木省エネ住宅建設支援事業
50歳未満で市内に家を作る。または住宅を取得する。	新エネルギーシステムを設置する。	恵那の木を80%以上使って新築の家を作る。
<input type="checkbox"/> 申請可能です	<input type="checkbox"/> 申請可能です	<input type="checkbox"/> 申請可能です

申請方法や各種お問い合わせは、各担当課へ

恵那市役所 0573-26-2111(代)

えなで暮らそう奨励金:地域振興課 移住定住推進室(内線338)

えなの木省エネ住宅建設支援事業:林政課(内線415)

住宅用新エネルギーシステム設置事業:環境課 ゼロカーボン推進室(内線209)



市公式キャラクター
『エーナ』



⑤家庭用燃料電池システム 10万円/件

(3) 申し込み・問い合わせ先

恵那市役所本庁舎2階 水道環境部ゼロカーボン推進室
電話番号 0573-26-2111 (内線209)

(4) 補助金の目的

恵那市では、環境への負荷の少ない再生可能エネルギー(新エネルギー)の普及と地球温暖化対策の推進を図るため、住宅におけるエネルギーの自給自足を支援します。また、令和3年度に策定した「恵那市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、建物の屋根を利用した太陽光発電を推進し、太陽光エネルギーの利用促進を図ります。

2. パンフレット「恵那市のマイホーム支援制度」

(1) 目的

市民の皆さんや建築業者の方々の利便性を高めるため、1つのパンフレットで、恵那市が実施している住宅取得や増改築、地球温暖化対策に関する設備の設置支援の概要をお知らせするため、同パンフレットを作成しました。

(2) 経緯

恵那市では、住宅に関する補助金を複数の部署から交付しています。令和3年度に省エネ住宅検討委員会から「市民や建築業者が一目見て分かる住宅施策パンフレット作成し、利便性を高めてほしい」という意見が出されたため、今回作成しました。

(3) 掲載した主な補助金

- ①えなで暮らそう奨励金(令和3年4月1日から受付中)
- ②住宅用新エネルギーシステム設置事業(令和4年7月1日受付開始予定)
- ③えなの木省エネ住宅建設支援事業(令和4年4月1日から受付中)

(4) パンフレット 別紙のとおり

※定例記者会見終了後、PR写真撮影会を開催します。

(5) 活用方法

作成したパンフレットは、事業所や関係部署の窓口などに設置する他、移住定住イベントなどでの配布、市ウェブサイト、市公式SNSで情報発信を行います。恵那市への移住を検討している方や市内に新築を予定している方、市内の住宅へ住宅用新エネルギーシステムの設置を検討している方などへ周知を図ります。